

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

運転免許証両面コピーシステム貸貸借及び保守業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 業務の期間

ア 契約締結日から令和 12 年 9 月 30 日まで

イ 借入物品の納入期限

令和 7 年 9 月 19 日

ウ 借入物品の貸貸借期間及び保守期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日までの間（60 月）

(5) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(4)のウの期間（60 月）で月割りした 1 月当たりの単価（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に、課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし、併せて内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

ア 調達案件に係る機器の設定、搬入及び設置に要する費用

イ 借入物品に係る(4)のウの期間における貸貸借料（仕様書に定める調達範囲一式の総額、貸貸借期間満了後における借入物品の撤去費、処分費その他の費用を含む。）及び保守料の総額

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の賃借のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和 7 年 6 月 19 日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより 4 の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに 4 の（2）の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県警察本部警務部会計課庶務集中室契約係

電話 0857-23-0110 (代)

FAX 0857-29-3700

電子メール k_shinsasuito@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

(1)の場所で令和7年6月13日(金)から同月18日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年7月23日(水)午後2時 即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月22日(火)午後5時までとする。)

イ 場所

鳥取県鳥取市東町一丁目 271 番地

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した封筒にそれぞれ入札書を入れ、密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和7年7月1日(火)午後5時までに郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した1月当たりの単価に60を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。